

平成三十一年二月二十六日受領  
答 弁 第 四 六 号

内閣衆質一九八第四六号

平成三十一年二月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員初鹿明博君提出櫻田東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣がオリンピック憲章を読んでいないことに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出櫻田東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣が  
オリンピック憲章を読んでいないことに関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「オリンピック憲章を読み、その根本原則、規則、付属細則を理解しておく」及び「オリンピック憲章を読むこともせず」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、櫻田東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣は、二〇二〇年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進に関し内閣総理大臣を助けることを職務としているところ、平成三十年十一月二十七日の参議院文教科学委員会において、

「オリンピック憲章のオリンピックイズムの根本原則において、オリンピック憲章の定める権利及び自由は、国あるいは社会のルーツやその他の身分などの理由によるいかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならないとされており、東京大会の準備及び運営において、オリンピック憲章の理念を具現化すべく、IOCで詳細が決定された場合には、組織委員会や関係省庁と必要な連携を取り、適切に対応していきます。」と答弁しているとおりであり、その職務の遂行に当たり必要に応じて、国際オリ

ンピック委員会が定めるオリンピック憲章（以下「オリンピック憲章」という。）を参照してきたところである。

また、櫻田東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣は、平成三十一年二月十五日の記者会見において、「大臣としての職責を果たすことができるよう、更に緊張感を持って、一生懸命取り組んでまいります。」と述べているとおり、安倍内閣の一員として、その職責を全うしていくものと考えている。

### 三について

御指摘の「過去の四名の担当大臣」及び「オリンピック憲章を読んでいた」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、これまでの東京オリンピック・パラリンピック担当大臣及び東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣においても、その職務の遂行に当たり必要に応じて、オリンピック憲章を参照していたものと承知している。